

事 務 連 絡  
令和 7 年 2 月 27 日

各 

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 衛生主幹部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

#### 四種混合ワクチンの販売中止に係る対応について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に対して行う第一期の予防接種は、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」において、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン（以下「五種混合ワクチン」という。）又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（以下「四種混合ワクチン」という。）を用いて実施することとしています。今般、四種混合ワクチンの製造販売業者から販売中止の連絡があったことを踏まえ、各自治体におかれては、販売中止により四種混合ワクチンを用いて当該第一期の予防接種を完了できないことができないと予め見込まれる者については、四種混合ワクチン及び乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンの残りの接種回数に留意しつつ、定期接種実施要領第 2 の 1 (15) に示す接種方法に準じ、五種混合ワクチンを用いて当該第一期の予防接種を完了するよう、管下の医療機関等に対する周知等必要な対応をお願いいたします。